

ニセコ町自治創生協議会の運営方針（案）

1. 協議会の特徴

（基本的な考え方）

- ① ニセコ町は、「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づき、「住むことが誇りに思えるまち」を目指し、町民の「自治」を基本としたまちづくりを実践してきた。「自治創生」においても、同条例に基づくまちづくりの実践を基本として、多様なアプローチをかけて町民と協働し、町民意見の収集・反映を特に丁寧に進めていく。
- ② 協議会に参画いただいた町民委員（公募）は、ニセコ町の「自治」の象徴。町民目線を意識して、町民全体の「総力戦」の中心人物としての役割を担う。

（具体的アプローチ）

- ① 協議会への町民委員（公募）の参画に限らず、まちづくり町民講座や意見交換会（町民参加型の場）、アンケート・ヒアリング調査などの機会を積極的に設ける。
- ② 町民参加型の意見収集の場では、特に町内委員の積極的な参加・協力をいただく。
- ③ 併せて、ニセコ町議会の議論をいただく予定。

2. 協議会の運営方針

- ① 委員本人がやむを得ず協議会に出席できない場合、代理出席を認める。代理出席者は、委員本人と同一の機関に所属していることを基本とする。
- ② 今後、議論の動向などに応じて、委員を追加することが可能^{※1}である。
- ③ 委員以外に、下記オブザーバー^{※2}が協議会に同席する。オブザーバーは、議論の動向などに応じて、主に各自が有する知見などを共有する旨の発言を行うことができる。なお、議論の動向などに応じて、オブザーバーを追加することがある。

※1 ニセコ町自治創生協議会設置要綱（平成 27 年 7 月 8 日施行）に基づく委員数は 20 人以内（うち一般公募 5 人以内）であるのに対し、現在の委員数（16 人）はそれを下回る。

※2 オブザーバー（平成 27 年 8 月 4 日時点）

機関名	参画理由
北海道後志総合振興局	ニセコ町総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、北海道総合戦略を勘案して定めることが求められているため。
小樽商科大学 ビジネス創造センター	後志管内のまちづくりに係る研究実績を豊富に有しているため。
有限責任監査法人トーマツ （グループ企業を含む）	「ニセコ町人口ビジョン及び総合戦略策定支援委託業務」の受託者であるため。
日本政策投資銀行	地方版総合戦略策定に係る全国的動向やノウハウを豊富に有しているため。